

仙台市都市再生まちづくり団体の認定等に関する事務取扱要領

(令和3年3月24日都市整備局市街地整備部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市都市再生まちづくり団体の認定等に関する事務取扱要綱（令和3年3月24日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条

要綱第2条第1項の仙台市都市再生まちづくり団体認定申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 要綱第3条第1項第6号アの本市の市税の滞納がないことを確認するための同意書は、様式第2号のとおりとする。
- 3 要綱第3条第2項の仙台市都市再生まちづくり団体認定通知書は、様式第3号のとおりとする。
- 4 要綱第3条第3項の仙台市都市再生まちづくり団体不認定通知書は、様式第4号のとおりとする。

(認定の変更)

第3条 要綱第5条第1項の仙台市都市再生まちづくり団体変更申請書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 市長は、要綱第5条第1項の規定による変更申請があったときは、申請区域に係する委員に意見を聞くものとする。
- 3 要綱第5条第2項の仙台市都市再生まちづくり団体変更承認通知書は、様式第6号のとおりとする。

(認定の更新)

第4条 要綱第6条第1項の仙台市都市再生まちづくり団体認定更新申請書は、様式第7号のとおりとする。

- 2 市長は、要綱第6条第1項の規定による更新申請があったときは、申請区域に係する委員に意見を聞くものとする。

(認定の取消し)

第5条 要綱第7条第2項の仙台市都市再生まちづくり団体認定取消申請書は、様式第8号のとおりとする。

- 2 要綱第7条第4項の仙台市都市再生まちづくり団体認定取消通知書は、様式第9号のとおりとする。

(活動の報告)

第6条 要綱第8条の仙台市都市再生まちづくり団体活動報告書は、様式第10号のとおりとする。

附 則

この要領は、令和3年3月25日から実施する。

附 則（令和 3 年 7 月 1 6 日改正）
この改正は、令和 3 年 7 月 1 7 日から実施する。